

徳島県選挙管理委員会告示第六十五号

徳島県公職選挙事務処理規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年十月三十日

徳島県選挙管理委員会 委員長 芝山日出高

徳島県公職選挙事務処理規程の一部を改正する告示

徳島県公職選挙事務処理規程（昭和四十年徳島県選挙管理委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項中「第二十二條第二項」を「第二十二條第三項」に改める。

別表第八の二中「指定関係投票区」を「指定関係投票区等」に、「第二十六條第二項」を「第二十六條第三項」に改める。

別記第二十四号様式中「生年月日」を「年齢」に改める。

別記第五十二号様式の二中「指定関係投票区」を「指定関係投票区等」に改める。

別記第五十二号様式の三中「第26条第2項」を「第26条第3項」に改める。

別記第五十二号様式の四中「指定関係投票区」を「指定関係投票区等」に、「第26条第2項」を「第26条第3項」に改める。

附則

この告示は、令和二年十月三十日から施行する。